

認定指導医に関する内規

2016年4月22日制定

2018年3月23日改定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第7条の規定にもとづき、この法人の日本麻酔科学会認定指導医（以下、「指導医」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 指導医とは、この内規に定める所定の審査に合格し、この法人が、医師に麻酔科関連業務を指導するために十分な能力があると認められた麻酔科関連領域の指導と管理に専従する者をいう。

2 前項の麻酔科関連の業務とは、以下の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
- (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
- (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究

3 本条第1項の専従とは、前項に掲げる業務を主たる業務とし、週3日以上携わっていることをいう。

(有効期間)

第3条 指導医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。

(認定の取消)

第4条 この法人は、以下に掲げる事由に該当するとき、指導医の資格を取り消す。

- (1) この法人の正会員あるいは名誉会員でなくなったとき
- (2) 指導医が認定の取消を申し出たとき
- (3) 指導医の更新手続きをしなかったとき
- (4) この法人の理事会が指導医としてふさわしくないと認めたとき

2 この法人の常務理事会は、前項第4号の事由により指導医の資格を取り消すとき、常務理事会は、本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

第2章 新規認定

(申請資格)

第5条 指導医の認定審査を希望する者は、認定医の資格取得後、申請までの間、麻酔科関連業務に満7年以上継続して専従し、かつ申請後も継続して麻酔科関連業務に従事する意志を表明し、申請する年の会費を完納していることとし、以下の各号に掲げるいずれかの資格を満たさなければならない。

- (1) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績があること。
- (2) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績および研究実績があること。
- (3) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績および指導実績があること。
- (4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績があり、本学会の名誉会員、施設長（大学学長、医学部長、病院長）またはこれに準ず

る職責にあるもの。

- 2 前項の規程に基づき指導医の申請を行ったものが、指導医の申請を認められなかったときは、認定医の更新申請をしなければならない。

(臨床実績)

第 6 条 前条第 1 項第 1 号, 2 号, 3 号に定める麻酔科関連業務への従事にかかる証明は, 所属長等が発行する麻酔経歴書, および臨床実績報告書とする。なお前条第 1 項第 4 号に該当するものは, 臨床実績報告書の提出は免除する。

(参加実績, 研究実績)

第 7 条 第 5 条第 1 項に定める参加実績, 研究実績には以下の各号に掲げる単位を必要とする。

- (1) 第 5 条第 1 項第 1 号については, 参加実績を 6 単位とする。ただし, 4 単位はこの法人主催の学術集会への参加とし, この法人の年次学術集会に 1 回以上出席して取得した単位が含まれること。
 - (2) 第 5 条第 1 項第 2 号については, この法人の年次学術集会に 1 回以上出席して取得した単位が含まれること。また研究実績を 3.5 単位とする。
 - (3) 第 5 条第 1 項第 3 号については, 指導症例 500 例以上およびこの法人主催の学術集会参加実績 4 単位とする。ただし, この法人の年次学術集会に 1 回以上出席して取得した単位が含まれること。
 - (4) 第 5 条第 1 項第 4 号については, 参加実績を 4 単位とする。ただし, この法人の年次学術集会に 1 回以上出席して取得した単位が含まれること。
- 2 同じ施設で並行して開催される複数の学術集会等への参加, 発表による実績は, 主たる学術集会に限り算定することができる。ただし, 参加証明書等が発行される国際的な学術集会等に発表したときは, この限りではない。

(申請)

第 8 条 指導医の認定審査を希望する者は, 認定審査委員会の指定する方法により申請を行い, 第 5 条第 1 項第 1 号から 3 号は以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。第 5 条第 1 項第 4 号は, 以下の 4 号の書類は免除する。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 指導医新規申請書 | 1 部 |
| (2) 職務経歴書の写し | 1 部 |
| (3) 麻酔経歴書の写し | 1 部 |
| (4) 臨床実績報告書 (5 年分) | 1 部 |
| (5) 指導医実績目録 | 1 部 |

- 2 指導医の認定申請の受付期間は, 毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日とする。
- 3 指導医認定の審査料は, 20,000 円とし, 申請時に納付する。申請後 2 週間以内に振込みが確認されなかった場合, 申請を無効とする。この内規第 9 条に定める実地審査を実施するときは, 旅費等の実費を別途徴収する。
- 4 この内規第 5 条第 2 項の規定に基づき指導医の申請を行う者は, 認定医の更新に係る審査料は免除する。

(審査)

第 9 条 指導医の認定審査は, 書類審査とし, この法人の認定審査委員会が実施する。ただし, 認定審査委員会が必要と認めたときは, 別に実地試験を課することができる。

- 2 実地審査の要領は, 別に定める。
- 3 認定審査を希望する者が審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず, 特別の理由もなく 2 週間以上経過した場合, 審査を行わない場合がある。
- 4 既納の審査料は, いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第10条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後2週間以内に指導医登録料10,000円を納付する。2週間後納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を指導医として登録する。指導医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
 - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第3章 更新認定

(更新)

- 第11条 指導医資格の有効期間が終了し、引き続き指導医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(申請資格)

- 第12条 指導医資格の更新を希望する者は、更新申請までの間、麻酔科関連業務に専従し、かつ申請後も継続して麻酔科関連業務に従事する意志を表明し、申請する年の会費を完納していることとし、以下の各号に掲げるいずれかの資格を満たさなければならない。
- (1) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績があること。
 - (2) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の学術集会参加実績および研究実績があること。
 - (3) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績および指導実績があること。
 - (4) 更新申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに所定の学術集会への参加実績があり、本学会の名誉会員、施設長（大学学長、医学部長、病院長）またはこれに準ずる職責にあるもの。

(実績の算定等)

- 第13条 前条第5号に定める臨床実績、学術集会等への参加実績および研究実績については、この内規の第7条の規定を適用する。

(更新申請)

- 第14条 指導医の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、第12条第1号から3号以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。なお第12条第4号は、本項第4号の書類は免除する。
- (1) 指導医更新認定申請書 1部
 - (2) 職務経歴書の写し 1部
 - (3) 麻酔経歴書の写し 1部
 - (4) 臨床実績報告書（5年分） 1部
 - (5) 指導医実績目録 1部
- 2 指導医の更新申請の受付期間は、認定期間が終了する年の前年9月1日から10月31日までとする。
- 3 指導医更新の審査料は、20,000円とし、申請時に納付する。申請後2週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(更新審査)

- 第15条 指導医の更新審査は書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。
- 2 認定審査を希望する者が審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
 - 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第16条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し審査が終了した日から2週間以内に審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後2週間以内に指導医登録料10,000円を納付する。2週間後納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
 - 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を指導医として登録する。指導医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
 - 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(更新の免除)

- 第17条 日本専門医機構麻酔科専門医（以下、「機構専門医」という。）の有効期限内に猶予・休止の理由で資格を喪失した場合は、指導医として登録することができる。ただし、機構専門医の猶予期間2年を含めた有効期限を超えて休止する場合は、更新申請は免除されない。

(実績不足による更新の猶予)

- 第18条 指導医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により更新に必要な単位を取得することができなかったときは、有効期限終了日の翌日から2年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定指導医と称する。
- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため
 - (2) 海外に居住したとき
- 2 前項に該当し、指導医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の10月31日までに暫定指導医申請書および第14条第1項第2号から第6号までの書類をこの法人の理事会に提出し、その許可を得なければならない。
 - 3 暫定指導医申請を許可された者は、許可日の翌日から2年以内に更新手続きをしなければならない。この指導医有効期間には暫定指導医が含まれる。
 - 4 本条第1項第2号に該当する者は、延長期間1年につき1.5単位の参加実績を加算しなければならない。

(専従期間足による更新の猶予)

- 第19条 指導医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により麻酔管理あるいは麻酔科関連領域の指導と管理に専従することができなかった期間が24ヶ月以内の場合は、有効期限終了日の翌日から2年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定指導医と称する。
- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため
 - (2) 海外に居住したとき
- 2 前項に該当し、指導医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の10月31日までに暫定指導医申請書および第14条第1項第2号から第6号までの書類をこの法人の理事会に提出し、その許可を得なければならない。
 - 3 暫定指導医申請を許可された者は、許可日の翌日から2年以内に更新手続きをしなければならない。この指導医有効期間には暫定指導医が含まれる。
 - 4 本条第1項第2号に該当する者は、延長期間1年につき1.5単位の参加実績を加算しなければならない。

(雑 則)

第20条 この内規に定める事項のほか、指導医の認定に関し必要な事項は別に定める。

(内規の変更)

第21条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2019年4月1日以降に指導医の新規認定審査を受けようとする者、2019年4月1日以降に指導医の認定期間を終了し、指導医を更新する者、または2021年4月1日以降に暫定指導医の認定期間を終了する者に適用する。
2. 2018年度までに行われる指導医の新規認定審査を受けようとする者、2019年3月31日以前に指導医の認定期間を終了する者、または2020年3月31日もしくは2021年3月31日に暫定指導医の認定期間を終了する者は別に定める申し合わせを参照する。
3. この内規の施行に伴い公益社団法人日本麻酔科学会麻酔科指導医に関する内規(2013年5月22日制定、2014年5月14日改定)は、2016年4月22日に廃止する。
4. **参加実績および研究実績は、2023年度の申請より、日本専門医機構認定麻酔科領域の日本専門医機構認定麻酔科専門医単位一覧表に則り、実績を算定する。**